

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書

2010 年 5 月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、核兵器のない世界の平和と安全を達成することに合意し、全ての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要があると強調しています。次回の 2015 年 NPT 再検討会議を前に、今、全ての国の政府と市民社会には、この目標を実現するために協力し、行動することが強く求められています。

しかし、今もなお核兵器のない世界を達成する道筋は見えていません。米口間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界にはまだ 1 万 7,000 発の核兵器が貯蔵、配備され、他方では朝鮮半島をめぐる現在の緊張に見られるように、新たな核開発の動きが続いています。意図的であれ偶発的なものであれ、核兵器が使われる危険は現実存在しています。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はありません。国際司法裁判所も断じたように、核兵器の使用は国際人道法の原則と規則に反するものであり、世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には核兵器の非人道性を訴え全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任があります。

今、核兵器を持つわずかな数の国が決断すれば、核兵器全面禁止の必要を一致して確認でき、そのうえ核兵器禁止条約の交渉を開始できる条件が生まれています。この決断と行動をおくらせることは、第 2、第 3 のヒロシマ、ナガサキにつながる危険を放置することになります。

更に、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力行使と威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要です。

2013 年 10 月 21 日には、核兵器の人的影響に関する共同声明が 125 カ国の連名で発表されています。この声明は、核兵器の残虐性、非人道性を告発して、核兵器のない世界を目指すことを目的としたもので、核兵器がいかなる状況のもとでも決して再び使われないことが人類生存の利益であると述べています。更に、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は、その全面廃絶であるとし、全ての国が核兵器使用の阻止、核軍縮などのために責任を負っていることを強調しています。

日本政府も賛同したことは、唯一の被爆国であり憲法の平和原則と非核三原則を掲げる国として当然の姿勢であると言えます。しかしこれで問題が終わったわけではありません。核兵器は全面的に禁止されるべきです。

よって、2015 年 NPT 再検討会議に向かって、核兵器のない世界への行動が直ちに

開始されるよう、核軍縮・廃絶と安全保障にかかわる諸機関で、共同声明の署名国として、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力するよう要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣

住民の安全・安心を支える国の出先機関の拡充を求め、公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化に反対する意見書について

住民の安全・安心を支える国の出先機関の拡充を求め、公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化に反対する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

住民の安全・安心を支える国の出先機関の拡充を求め、
公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化に反対する意見書

東日本大震災を初め、未曾有の災害が相次ぐ中、国民の命と暮らしを守るためには、国の役割が益々重要となっており、国家・地方を問わず公務員の果たすべき役割は拡大しています。

しかし、日本の公務員数は、先進諸国と比較して著しく低い水準にあることは周知の事実です。更に、国家公務員においては連年の定員削減と行政改革推進法による定員純減の施策が行われ、公務職場は慢性的な人員不足で行政サービスに支障を来している状況となっています。JR 北海道の相次ぐトラブルが象徴するように、民営・業務委託化による弊害は多く、安全・安心にかかわることは国の責任で行うことが不可欠であり、国の出先機関を撤退、縮小するのではなく、全国各地に存在することが欠かせられません。

北海道には公共職業安定所、労働基準監督署、地方法務局、地方气象台、地方運輸局、航空管制部、経済産業局、総合通信局、開発局、税務署、地方厚生局、海上保安部を初めとする国の出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支えています。また、国立大学、高専、国立病院、日本年金機構といった、公務関連の法人も多数存在し地域の福祉と教育を支えています。

しかし、北海道の人口減少や、行政改革の推進、相次ぐ定員削減の影響を受けて、撤退・縮小する傾向にあります。北海道の広大な面積、降雪寒冷地であるなどの地理的特殊性を踏まえると、安易な出先機関などの撤退・縮小は容認できず、出先機関の撤退は地域経済に悪影響を及ぼし、更なる地域間格差を生み出します。

更に、現在国が行っている行政サービスについて、民営化、独立行政法人化、業務委託化をすると、責任の所在が曖昧になるとともに、営利目的となり、利潤が出なければ廃止や地域からの撤退が加速することになりかねません。

よって、安易に独立行政法人化や民間委託を進めることに反対し、国による行政サービス維持の観点から下記の事項の実現を要望します。

記

1. 国の出先機関改革に当たっては、廃止や地方移管を前提としないこと。
2. 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を図るために必要な人員を確保すること。
3. 現在国で行われている業務について、十分な議論がない中で、拙速な民営化、独立行政法人化、業務委託化を進めないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
衆議院議長、参議院議長

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特に B 型・C 型肝炎の患者が合計 350 万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされています。

他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成 23 年 12 月）には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない問題です。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんにかかわる医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

土 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
衆議院議長、参議院議長

安心できる介護制度の実現を求める意見書について

安心できる介護制度の実現を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

安心できる介護制度の実現を求める意見書

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012 年 4 月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30 分以上 60 分未満」「60 分以上」から、「20 分以上 45 分未満」「45 分以上」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。更には、介護保険の利用限度額上限に達し、自己負担の利用料負担が大きくなり過ぎるなどで、必要な介護を受けることができず、家族の介護負担も一向に軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、病院から在宅への流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としては余りに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽減すること。
2. 訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。
3. 全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第 2 条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中で、平成 20 年の成長力底上げ戦略推進円卓会議による合意と、平成 22 年の雇用戦略対話において、最低賃金はできる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ平成 32 年までに全国平均 1,000 円を目指すとの合意をしましたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状となっています。

既に、生活保護費との乖離解消と合意した期間が過ぎ、全国で唯一逆転現象が解消されていませんが、昨年の北海道地方最低賃金審議会において、本年度で乖離解消を図るといふ答申が出されました。物価上昇局面にある中、賃金が上がらなければ働く方々の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティネットとして十分に機能しているとは言えません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金の履行確保が極めて重要な課題となっています。

よって、平成 26 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 平成 26 年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均 1,000 円に到達することができる審議会運営を図るとともに、昨年、北海道地方最低賃金審議会が出した生活保護費との乖離を平成 26 年度で解消するという審議会答申を十分尊重すること。また、景気回復と物価上昇局面にある中、経済成長と所得向上を同時に推し進め、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、適切な水準を確保するよう最低賃金の底上げを図ること。
2. 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、道内事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。
3. 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可

能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 北海道労働局長

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015 年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

- 1．地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2．社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3．復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する 2016 年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4．法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5．償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6．地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置づけを改めること。
- 7．地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握

について、引き続き対策を講ずること。

- 8．人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子供の
実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子供の
実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 2 6 年 6 月 2 0 日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子供の
実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

道教委は、新たな高校教育に関する指針（2006 年）に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007 年以降、全道では、現在までに 20 校が募集停止又は募集停止予定、17 校が再編・統合によって削減又は削減予定となっています。

配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者が激減する現象が生じています。更に子供の進学を機に地元を離れる保護者もあられ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011 年度の公立高等学校配置計画では、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が 20 名を切っていることを理由に募集停止としました。このことは、教育の機会均等を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば、高校進学率が 98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約 43%がなくなることになります。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要です。

よって、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

- 1．道教委が 2006 年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2．公立高校配置計画については、子供・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3．教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の 5 年

間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。

- 4．障害のある・なしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校へ通うことができる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 北海道知事、北海道教育委員会委員長、
北海道教育委員会教育長

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、30 人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、30 人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 2 6 年 6 月 2 0 日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、30 人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、僻地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。

また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を 1 / 3 から 1 / 2 へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、少人数学級推進のための加配措置は少子化を理由に被災した児童生徒への学習支援 1,000 人を含む 1,703 人とどまりました。更に、生活保護費の算定要素である生活扶助費を段階的に削減する政策を進めています。生活保護世帯は、全道で 12 万 2,000 世帯となっており、生活保護費の削減は、就学援助を受ける全道 9 万 4,000 人の子供たちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、いまだに地方財政法で住民に負担を転嫁してはならないとしている人件費、旅費を初め、校舎等の修繕費が P T A 会計から支出されています。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを初めとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。

また、国庫負担率が 1 / 2 から 1 / 3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子供たちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級編制基準の制度改正及び 30 人以下学級の早期実現が不可欠です。

よって、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1 / 2 への復元など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るために、下記事項について強く要望します。

記

- 1 . 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を 1 / 2 に復元すること。
- 2 . 3 0 人以下学級の早期実現にむけて、小学校 1 年生から中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。
- 3 . 子供たちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推

進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。

- 4．給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5．就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、
衆議院議長、参議院議長

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化に関する
意見書について

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化に関する意見書

北海道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。一方で、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されています。

また、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

しかし、景気回復の流れが全国的に広がりつつあるものの、長期にわたる経済の低迷などの影響により、北海道の林業・木材産業の経営基盤はいまだ脆弱であり、担い手である山村は依然として厳しい状況にあります。

国は、こうした現状を踏まえ、平成 21 年に森林・林業再生プランを策定し、10 年後の木材自給率を 50% 以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとしました。

このような中、道では、平成 21 年度に国が創設した森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、更には、木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域の様々な取り組みを支援してきたところです。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、全国の木材自給率が約 3 割なのに対し、北海道は約 6 割となっています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みを更に加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、森林整備加速化・林業再生基金の継続、又は同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。
2. 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値 3.5% の確保のための森林整備

の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
復興大臣、衆議院議長、参議院議長

規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書について

規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 26 年 6 月 20 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書

2014 年 5 月 22 日に、政府の規制改革会議は農業改革に関する意見を発表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6 月中旬に最終的なとりまとめを行い、農林水産業・地域の活力創造プランの改定に反映させる予定となっています。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについては、JA グループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念されます。

よって、規制改革会議意見書の農林水産業・地域の活力創造プラン改訂への反映に当たり、次の事項を強く要望します。

記

1. 農林水産業・地域の活力創造プラン改訂に当たっては、真に農業者の所得向上・地域生活インフラの維持向上・国民に対する食料供給の安定確保・農地の適正利用に資する観点から、規制改革会議の意見書を取り扱うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 26 年 6 月 20 日

士別市議会

(提出先) 内閣総理大臣、農林水産大臣